

公 示 日 : 2022 年 8 月 17 日 (水)

調達管理番号 : 22a00469

国 名 : インドネシア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクトフェーズ 2 中間レビュー (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 9 月下旬から 2022 年 11 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.37、国内 0.70、合計 1.07
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
9 日 11 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 8 月 31 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かな

い場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月13日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：新型コロナウイルスワクチン（※インドネシア入国の際に、出発の14日以上前に2回の接種を完了していることを示すワクチン接種証明書の提示が必要です。）

6. 業務の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という）では、2016年に中間所得層人口が5,200万人を超え、全人口の5人に1人が中間層となる等、急速な経済成長を遂げている¹。所得水準の上昇に伴い消費者の食品嗜好の変化や食の

¹ World Bank [2019]. Aspiring Indonesia – Expanding the Middle Class.

多様化も進行しており、高品質で安全²な農産物への需要が高まるとともに、ハイパーマーケット³やスーパーマーケット等の近代市場や外食産業をターゲットとした食品市場の規模が加工食品・生鮮食品ともに拡大傾向にあり、農業及び食品産業の実質 GDP は 2000 年の 329 兆ルピアから 2014 年の 559 兆ルピアへ約 1.7 倍増加している⁴。

中間層の拡大と若年層を中心とする旺盛な消費に牽引され食品市場の規模が拡大する一方で、インドネシアでは輸送インフラやコールドチェーンの未整備、多数の中間業者の介在による複雑かつ高コストな伝統的流通プロセス、不衛生な卸売・小売市場の施設環境等の課題が存在する。また、生産者にとっても、高品質で安全な農産物を栽培しても適切な価格で取引できる市場へのアクセスが困難であるため、生産意欲を削がれる状況がみられる。

以上の課題へ対応する為、我が国はインドネシア政府からの要請に基づき、2016 年から技術協力プロジェクト「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」（2016 年~2021 年）を実施し、2021 年 6 月からは同プロジェクトのフェーズ 2 が開始している。「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（フェーズ 2）」では、園芸農家の所得向上のため更なる農産品の生産技術の向上と農産物バリューチェーンの強化を目的に、フェーズ 1 で明らかとなった課題（農家グループの組織力・交渉力不足、近代市場のニーズに合った生産・販売計画、持続性の強化等）を踏まえた上で、農家グループの営農技術・販売能力を強化し、園芸作物バリューチェーン強化を目指すものである。本案件では園芸作物バリューチェーン強化において民間企業が有する技術やサービスの活用にも積極的に取り組み、民間企業との連携がプロジェクト成果普及を加速し得ることも踏まえて、農家グループ・民間企業の双方が win-win となる関係の構築を促進する。また、より農家に近い県・市農業局との協働を強化することにより、プロジェクト成果の普及と定着を目指し、事業の持続性を高める。

プロジェクトの中間地点を迎えるにあたり、プロジェクト活動の現時点での成果と課題を確認し、プロジェクト後半に向けた提言を取りまとめるため、今回の中間レビューを実施する。

² 高品質とは鮮度、外観（形状・色・病虫害等）・食味（味・香り・食感等）・栄養性（ミネラル・ビタミン等）・機能性（食物繊維・色素等）・加工性等がより高いこと。安全とは、健康に悪影響を及ぼす可能性を持つ食品中の生物学的・化学的または物理的な物質・要因・状態（農薬・有害物質・微生物等）を含まないこと。

³ ハイパーマーケットとは、倉庫型の大型店舗（多くは売場面積が10,000㎡を超える）で食品、非食品、耐久財など多様な商品を販売する総合小売業態。通常はワンフロアもしくは一部回廊式の二階建て形式で、郊外立地、広い駐車場を備え、スーパーマーケットより大規模で品揃え幅が広い。

⁴ インドネシア中央統計局

7. 業務の内容

本業務従事者は、評価時点におけるプロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2022年9月下旬～2022年10月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（フェーズ1の業務完了報告書、フェーズ2のワークプラン、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他インドネシア側関係機関、他ドナー（世銀、ADB 等）等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ オンラインによる遠隔インタビューに参加し、議事録を作成する。

（2） 現地業務期間（2022年10月上旬～2022年10月中旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ インドネシア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

- ⑥ 調査結果や他団員及びインドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
 - ⑧ インタビューの議事録を作成する。
 - ⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑩ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2022 年 10 月中旬～2022 年 11 月上旬）
- ① 中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
 - ② 帰国報告会に出席する。
 - ③ 担当分野の中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2022 年 11 月 4 日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ジャカルタ（直行便）を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 10 月 5 日～10 月 15 日（11 日間）を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員と同時期に現地調査を開始することを予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA インドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳備上：英語⇄インドネシア語の通訳を提供
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。
- (2) 参考資料
 - ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配布しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - インドネシア国 官民協力による農産物流通システム改善プロジェクトフェーズ2 ワークプラン
 - ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されてい

ます。

- インドネシア国 官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044981.html>

- インドネシア国 官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046090.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上